

地域包括支援センターの担当区域について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 の規定に基づき、地域包括支援センターの担当区域を、北部地域、中部東地域、中部西地域及び南部地域にすることについて、富里市地域包括支援センター等運営協議会及び富里市介護保険運営協議会の意見を伺います。

地 域	地域内の行政区
北部地域 (富里北中学校区)	・日吉倉・プリンスハイツ・木戸前 ・日吉台 1 丁目・日吉台 2 丁目 ・日吉台 3 丁目・日吉台 4 丁目 ・日吉台 5 丁目・日吉台 6 丁目 ・スカイハイツ
中部東地域 (富里中学校区の内、 富里小学校及び 根木名小学校区)	・七栄第三・七栄第六・人形台西 ・七栄人形台・東内野・七栄中央・東七栄 ・桜台・大和・緑ヶ丘・北大和・大和台 ・大和ニュータウン・根本名 ・根本名ニュータウン・富里台・旭ヶ丘 ・成城台・ファミリータウン富里
中部西地域 (富里中学校区の内、 第一小学校及び 七栄小学校)	・日吉倉新田・七栄第一・七栄第二 ・七栄第四・七栄第五・小松台 ・南七栄・南平台・新橋・中沢・新中沢 ・南山・松原・立沢・花輪台 ・久能・栄ニュータウン・東ヶ丘
南部地域 (富里南中学校区)	・立沢台・東立沢・太木・大堀・旧平 ・高野・武州・太陽の丘・十倉台・両国 ・宮内・旭・葉山・葉山台・三区 ・二重堀・高松・高松入・四区・実の口 ・金堀・吉川・立沢ニュータウン・二区 ・ハニワ台ニュータウン

